

墨田区における町会・自治会／NPOなどの現状・ 「すみだ やさしいまち宣言」運動等区民活動推進施策

1. 町会・自治会

(1) 団体としての特徴

- ・ 一定の区域に住所を有する地縁により結成された住民組織。
- ・ 特徴としては以下のような点が挙げられる。
 - ①全戸加入：地域全世帯および全事業所の加入を目指す
 - ②包 括 性：その地域内に生じる共同性を有する様々な問題に対処する
 - ③自主団体：地域の問題解決や自主管理を行う

(2) 墨田区の町会・自治会組織(平成21年1月現在)

- ・ 単位町会：167団体
 - ※ うち、地方自治法第260条の2に定める「地縁による団体」は49町会
- ・ 連合町会数：21団体
 - ※ その他、連合町会を包括する組織として、次の2団体がある。
 - ① 墨田区町会・自治会連合会（161町会・自治会加盟）
 - ② 向島地区町会自治会総連合会（48町会・自治会加盟）

(3) 加入率(平成20年度実績)

- ・ 区内の平均加入率は、約70%。
- ※ 10年前と比較し、加入率の低下が著しい。

(4) 活動の目的と内容

- 活動目的
 - ・ 「会員相互の親睦並びに融和」「地域環境の整備」「会館の維持管理」「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」など
- 活動内容
 - ・ 組 織 運 営：総会、役員会など
 - ・ 青 少 年 育 成：子ども会など
 - ・ 祭り、イベント：納涼盆踊り大会、敬老会、新年会、葬祭など
 - ・ 防災・防犯活動：防災訓練、交通安全運動、夜間パトロールなど
 - ・ 清 掃 美 化 活 動：クリーン活動、資源の集団回収、花壇の管理など
 - ※ その他、行政(警察、消防等官公署を含む)との連携、行政への陳情、要望など

(5) 組織概要

- 構成
 - ・ 構 成 員：区域内に居住する世帯及び所在する事業所
 - ・ 役員構成：会長、副会長、会計、庶務、部長、監査(事)、顧問・相談役など

- 会議
 - ・ 総 会：定例総会と臨時総会がある。
 - ・ 役員会：役員による会議。
 - ・ 部 会：課題により各部に分かれて活動を実施。防犯部、青少年部、女性部など
- 収入
 - ・ 会員からの会費、区からの助成・補助金、古紙回収等報奨金、寄付金など

(6) 町会規約の内容

- ・ 町会名称及び事務所の所在地
- ・ 構成員の定義
- ・ 目的
- ・ 事業内容
- ・ 部会、委員会の設置
- ・ 役員
- ・ 会議
- ・ 庶務、会計など

(7) 区が町会・自治会に依頼している事項(区が関わっている団体を含む)

- ・ 委員等の推薦
 - ①各種審議会委員の推薦
 - ②国勢調査、工業統計調査等の調査員の推薦
 - ③民生委員・児童委員の推薦
 - ④明るい選挙推進委員の推薦
 - ⑤保健衛生協力員の推薦
 - ⑥環境改善功労者・功労団体の推薦
- ・ 美化（クリーン）キャンペーンへの参加
- ・ 資源の分別回収の実施
- ・ 区民防災訓練への参加
- ・ 日本赤十字社活動資金募集
- ・ 共同募金活動
- ・ 隅田川花火大会自主警備
- ・ その他、各種イベント等のチラシ・ポスターの配布など

(8) 区から町会・自治会への助成金等

- ・ 運営及び施設に対するもの
 - 活動助成、機関紙発行助成、掲示板助成、建設等補助金など
- ・ その他
 - 区民防災訓練助成、住民防災組織活動助成、私道防犯灯建設助成、防犯灯電気料金補助、区の広報活動への協力に対する謝礼金など

2. NPOなど

(1) 団体としての特徴

- ・ NPO (Non-Profit Organization) とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う「民間非営利組織」の総称。広義では、社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間の組織。狭義では、特定非営利活動促進法 (NPO 法) により法人格を取得した NPO 法人を指す。

(2) 墨田区の法人格を持つNPO組織

平成 20 年 11 月末現在で、墨田区内に主たる事務所を置く NPO 法人数は、東京都認証団体 67、内閣府認証団体 13 の合計 80 となっている。

(3) 区における NPO 支援施策

○ NPO 支援アドバイザー派遣事業の実施

区内を拠点としている公益的活動を行う団体が、NPO 法人を設立する際にアドバイザーを派遣し、勉強会、認証を得るための組織化のアドバイス、申請書類作成サポートなどを行っている。

○ NPO 等市民活動団体活動促進支援

すみだ NPO フェスティバル実行委員会との共催により、区内で活動する NPO 等の市民活動団体の活動報告会を開催し、NPO 団体による協議会等の組織化を促進している。

第 3 回すみだ NPO フェスティバル 平成 21 年 1 月 26 日～29 日開催
(詳細は、別紙「すみだ NPO フェスティバル」案内チラシのとおり。)

○ NPO 等市民活動団体ネットワーク支援

NPO を始め、さまざまな市民活動団体のネットワークを促進するための地域ポータルサイトとして「すみだ地域応援サイト いっしょにネット」www.sumida25.net を開設。NPO、町会・自治会、ボランティア、サークル、任意団体、高校、大学、「すみだ家庭の日」協賛店等を中心に、約 140 団体が登録しており、編集会議により協働型でサイト編集及び運営を行っている。また、「いっしょにネット」紹介冊子として、「ネット&メイト」を作成している。「ネット&メイト」地域団体活動情報 2008 については「参考資料 7」のとおり。)

なお、「いっしょにネット」登録団体のほか、ボランティアセンターを拠点として活動する各種ボランティア団体、町会・自治会のエリアを単位として地域の支えあい・助け合いの活動を行う小地域福祉活動委員会・老人クラブ、近隣の公園・児童遊園の自主管理を行う公園愛護委員会、学校を単位に P T A、地区青少年育成委員会など、さまざまな市民活動団体が地域で活動している。

3. 「すみだ やさしいまち宣言」運動について

■ 「すみだ やさしいまち宣言」とは

21世紀という新しい時代を迎えるにあたり、「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、「人」と「地域」と「環境」にやさしいまちづくりの推進を図っていかうと、区では平成12年7月11日に「すみだ やさしいまち宣言」を実施しました。

この宣言では「やさしいまち」実現のため、一人ひとりが運動の主役として実践活動に取り組めるよう、趣旨に基づく23項目の具体的な「区民の行動指針」を定めました。これまで、地域の清掃活動や、やさしい一声運動、環境にやさしい生活への取り組みなど区民と区が一体となって「心に呼びかける運動」を展開しています。

また、平成16年7月からは、すみだのまちの担い手となる「人づくり」を一層推進するため、毎月25日を「すみだ 家庭の日」と定め、家庭や地域での“ふれあいの大切さ”を呼びかけながら、家族そろってふれあえるきっかけづくりに積極的に取り組んでいます。

平成21年に、「すみだ やさしいまち宣言」は10年目を迎えます。この間、10年の世の中の変化を顧みて23の行動指針を見直し、「すみだ やさしいまち宣言」をさらなる区民と区の運動として、推進していきます。

○すみだやさしいまち宣言

平成12年7月11日議決

すみだやさしいまち宣言——人と地域と環境のために——

わたくしたち墨田区民は、21世紀という新しい時代を迎えるにあたり、「やさしさ」や「おもいやり」の心を大切にして、人と地域と環境に対してやさしいまちをつくり、未来の世代に引き継いでいくために、次のとおり行動します。

- 1 人と人とのふれあいを大切にして、お互いに支え合う「人にやさしいまち」の実現に努めます。
- 2 まちをきれいにし、他人への迷惑行為や犯罪をなくし、すべての人が安心して暮らせる「地域にやさしいまち」の実現に努めます。
- 3 環境に配慮し、限りある資源を大切にする「環境にやさしいまち」の実現に努めます。



区民の行動指針

人

1. きちんと「あいさつ」ができる子どもを育てよう。
2. 大人も進んで「あいさつ」し、人と人とのふれあいを大切にしよう。
3. 家庭、地域社会、学校の連携で、心豊かな青少年を育てよう。
4. 地域の行事に参加しよう。
5. 外国人と地域社会で共に生きよう。
6. おとしよりや体の不自由な方などを思いやり、手助けしよう。

地域

1. 道路や公園をきれいに使おう。
2. ゴミのポイ捨てや落書はしない。
3. たばこの吸い殻を捨てない。
4. ペットを飼うときは、マナーを守ろう。
5. 交通ルールはきちんと守ろう。
6. 自転車を放置しない、させない。
7. 違法駐車をしない、させない。
8. 地域の防犯活動で犯罪をなくそう。
9. 地域の防火活動で火事や放火をなくそう。

環境

1. 資源の再利用とリサイクルを心掛け、ごみを減らそう。
2. 買い物袋を持参しよう。
3. 再生品を利用しよう。
4. 雨水を活用しよう。
5. 自動車の使用を控え、公共交通機関を利用しよう。
6. 不要なアイドリングをやめよう。
7. 緑をふやそう。
8. ダイオキシン発生防止のためごみを燃やさない。

年度	テーマ	ねらい	主な新規取組内容
12	「地域」にやさしいまちづくり	「すみだ やさしいまち宣言」の元年としてのPRの推進を図る	・「きれいなまちづくり」の実施 ・区民団体推進体制づくり
13	「人」にやさしいまちづくり	人と人とのつながりを深める	・「やさしい一声運動」の実施
14	「環境」にやさしいまちづくり	「宣言」運動のさらなる飛躍をめざす	・「環境生活21in すみだ一次世代に美しい地域環境をー」の推進
15	「人・地域・環境」にやさしいまちづくり	再び原点に立ち返り、「宣言」運動の定着を図る	・「宣言」週間設定による集中キャンペーンの実施 ・1年を3期に分けた「心に呼びかける啓発運動」の展開
16	家庭における人づくり	家庭においてすみだのまちの担い手となる「人づくり」を進める	・毎月25日は「すみだ 家庭の日」の制定 ・5周年記念事業の実施
17	地域における人づくり	◆「地域を結ぶ」運動 IT等の活用で地域における人づくり（ニューリーダーの育成支援）と「やさしいまち」の土台となる地域の結束力の強化をめざす ◆「地域で和む」運動 家族や地域の人々とふれあえるきっかけづくりを推進する	・「わがまち通信局（町会・自治会HP）」の開設支援 ・「すみだ 家庭の日」1周年記念イベントの実施 ・区内民間企業等の協賛サービス促進
18	協治(ガバナンス)に基づくまちづくり	区民一人ひとりが「すみだ やさしいまち宣言」運動の主役として取り組む	・区民、企業等、NPO 等、区の協働による「地域を結ぶ」「地域で和む」運動の推進
19	つながってまちづくり・人づくり	・「すみだ やさしいまち宣言」推進事業のさらなる進展を図る。 ・食育の観点から「家庭の日」のPRを図る。	・「すみだ マナーブック」の作成 ・「あたたかな食卓づくり」をテーマに家庭の重要性を訴える。
20	環境にやさしいまち・笑顔のあいさつ	「すみだ やさしいまち宣言」の原点に立ち返り、さらに推進する運動を推奨する。	・「環境にやさしいまちづくり」を意識した運動展開 ・「笑顔のあいさつ」運動